

建て得バリュープレミアム(九州)

2019 年 4 月 1 日実施

株式会社 LIXIL TEPCO スマートパートナーズ

料金その他の供給条件の内容(建て得バリュープレミアム(九州)[S]/[L])

1 契約種別

この料金その他の供給条件の内容(以下、「この料金表」といいます。)の対象となる契約種別は、次のとおりといたします。

建て得バリュープレミアム(九州)[S]/[L]

2 対象となるお客さま

- (1) この料金表は、電灯または小型機器を使用され、当該一般送配電事業者(福岡県、佐賀県、長崎県、大分県、熊本県、宮崎県、鹿児島県を供給区域とする一般送配電事業者に限ります。)が定める託送供給等約款およびその他の供給条件等(以下、「託送約款等」といいます。)の電灯標準接続送電サービスまたは電灯時間帯別接続送電サービスの対象となるお客さまで、次のいずれにも該当し、当社との協議が整ったお客さまを対象といたします。なお、お客さまには、この料金表とともに、当社が別途定める電気需給約款[低圧](以下、「需給約款」といいます。)が適用されます。需給約款に定めのある事項について、この料金表に定めがある場合は、この料金表が優先して適用されるものといたします。また、この料金表において別途定義されている用語を除き、この料金表で用いられる用語は、需給約款で用いられている用語と同一の意義を有するものといたします。
 - イ 需要場所について、自身が居住する ZEH であり、かつ当社が ZEH であることの確認ができること。
 - ロ 当社が別途認める場合を除き、新築当初から当社と需給契約を契約されること。
 - ハ ZEH の窓、ドア、構造体等の建材について、当社が別途指定する製品(当社ホームページ等にてお知らせいたします。)を購入し、利用すること。
 - ニ ZEH に設置する太陽光発電システムについて、当社が指定する容量であって当社が別途指定する製品(当社ホームページ等にてお知らせいたします。)を、当社より購入し、利用すること。
- (2) 需給契約の申込みの前後にかかわらず、前項各号のいずれかに該当しなくなったお客さまについては、当社は需給契約の申込みをお断りし、または成立した需給契約を需給約款 33(当社からの解除・解約等)(1)に準じて解除することができるものといたします。

3 供給条件の変更

- (1) 託送約款等の変更または法令・条例・規則等の制定または改廃により約款変更が必要な場合、消費税および地方消費税(以下、「消費税等」といいます。)の税率が

変更された場合、燃料費の高騰などにより約款変更が必要な場合、その他当社が必要と判断した場合には、この料金表を変更することがございます。この場合、当社は、あらかじめ変更後のこの料金表の内容およびその効力発生時期をインターネットの利用その他の当社が適切と考える方法により周知することといたします。この周知が行われ、効力発生時期が到来した場合には、電気料金その他の供給条件は、変更後のこの料金表によります。また、お客さまから求めがあった場合、当社は、お客さまに対し、変更後のこの料金表を記載した書面を交付いたします。

- (2) 消費税法および地方消費税法の改正により消費税等の税率が変更された場合には、お客さまは変更された税率にもとづいて電気料金その他の債務にかかる消費税等相当額を支払うものいたします。
- (3) この料金表の変更にともない、当社が、変更の際の供給条件の説明、契約変更前の書面交付および契約変更後の書面交付を行う場合、お客さまは、次のいずれかの方法により行うことについて、需給契約の申込みをもって承諾していただいたものいたします。
 - イ 供給条件の説明および契約変更前の書面交付を行う場合、当社が適切と判断した方法により行い、説明および記載を要する事項のうち当該変更をしようとする事項のみを説明し、記載いたします。
 - ロ 契約変更後の書面交付を行う場合には、当社が適切と判断した方法により行い、当社の名称および住所、お客さまとの契約年月日、当該変更をした事項ならびに供給地点特定番号を記載いたします。
 - ハ 上記にかかわらず、この料金表の変更が、法令の制定または改廃にともない当然必要とされる形式的な変更その他の需給契約の実質的な変更をとめない内容である場合には、供給条件の説明および契約変更前の書面交付については、説明を要する事項のうち当該変更をしようとする事項の概要のみを書面を交付することなく説明することおよび契約変更後の書面交付をしないことといたします。
- (4) 料金は基本料金にその1月の使用電力量によって算定した電力量料金を加えたものいたします。また、計画書に記載された各電力使用量と、実際の電力使用量が著しく異なる場合は、料金の変更を含め、別途、協議させていただきます。

4 建て得バリュープレミアム(九州)[S]

(1) 適用範囲

契約電流が50アンペア以上であり、かつ、60アンペア以下であるお客さまで、当社との協議が整ったお客さまに適用いたします。

(2) 電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200

ボルトとし、周波数は、標準周波数 60 ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとすることがございます。

(3) 契約電流

- イ 契約電流は、50 アンペアまたは 60 アンペアのいずれかとし、お客さまの申し出によって定めます。
- ロ 当該一般送配電事業者は、契約電流に応じて、電流制限器その他の適切な装置（以下、「電流制限器等」といいます。）または電流を制限する記録型計量器を取り付けます。ただし、お客さまにおいて使用する最大電流が制限される装置が取り付けられている場合等使用する最大電流が契約電流をこえるおそれがないと認められる場合には、当該一般送配電事業者または当社は、電流制限器等または電流を制限する記録型計量器を取り付けないことがございます。

(4) 料金

料金は、基本料金、電力量料金および需給約款別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表 1（燃料費調整）(1)によって算定された燃料費調整額を差し引きまたは加えたものといたします。

イ 基本料金

基本料金は、契約電流に応じ 1 月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約電流 50 アンペア	1,458 円 00 銭
契約電流 60 アンペア	1,749 円 60 銭

ロ 電力量料金

電力量料金は、その 1 月の使用電力量によって算定いたします。ただし、まったく電気を使用しない場合も、定額料金は全額申し受けます。

定額料金	1 契約につき最初の 120 キロワット時まで	2,056 円 80 銭
従量料金	120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき	21 円 33 銭
	300 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	24 円 09 銭

5 建て得バリュープレミアム(九州)[L]

(1) 適用範囲

契約容量が 6 キロボルトアンペア以上であるお客さまで、当社との協議が整ったお客さまに適用いたします。

(2) 電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200

ボルトとし、周波数は、標準周波数 60 ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとすることがございます。

(3) 契約容量

契約容量は、契約主開閉器の定格電流にもとづき、別表 2(契約容量の算定方法)により算定された値といたします。なお、契約主開閉器をあらかじめ設定していただきます。

また、当該一般送配電事業者は、契約主開閉器が制限できる電流を、必要に応じて確認いたします。

(4) 料金

料金は、基本料金、電力量料金および需給約款別表 1(再生可能エネルギー発電促進賦課金)(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表 1(燃料費調整)(1)へによって算定された燃料費調整額を差し引きまたは加えたものといたします。

イ 基本料金

基本料金は、契約容量に応じ 1 月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約容量 1 キロボルトアンペアにつき	291 円 60 銭
---------------------	------------

ロ 電力量料金

電力量料金は、その 1 月の使用電力量によって算定いたします。ただし、まったく電気を使用しない場合も、定額料金は全額申し受けます。

定額料金	1 契約につき最初の 120 キロワット時まで	2,056 円 80 銭
従量料金	120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき	21 円 33 銭
	300 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	24 円 09 銭

6 契約期間

契約期間は、次によります。

- (1) 契約期間は、需給契約が成立した日から、料金適用開始の日以降 2 年目の日までを最低の単位といたします。
- (2) 契約期間満了日の 3 ヶ月前に先だってお客さま、または当社から別段の意思表示がない場合は、需給契約は、契約期間満了後も 2 年ごとに同一条件で継続されるものといたします。

なお、同一条件での継続は最大 4 回までといたします。

7 その他

当社は、需給約款 18(日割計算)に準じて日割計算を行ない、料金を算定いたします。ただし、定額料金および料金適用上の電力量区分の日割計算は、別表 3(定額料金等の日割計算の基本算式)によるものといたします。

附則(実施期日)

この料金表は、2019 年 4 月 1 日から実施し、電気料金の算定期間の初日が、
2019 年 4 月 1 日以降となる電気料金から適用いたします。

別表

1 燃料費調整

(1) 燃料費調整額の算定

イ 平均燃料価格

原油換算値 1 キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。

なお、平均燃料価格は、100 円単位とし、100 円未満の端数は、10 円の位で四捨五入いたします。

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A＝各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格

B＝各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均液化天然ガス価格

C＝各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均石炭価格

$$\alpha = 0.0053$$

$$\beta = 0.1861$$

$$\gamma = 1.0757$$

なお、各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格、1 トン当たりの平均液化天然ガス価格および 1 トン当たりの平均石炭価格の単位は、1 円とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

ロ 離島平均燃料価格

原油換算値 1 キロリットル当たりの離島平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。

なお、離島平均燃料価格は、100 円単位とし、100 円未満の端数は、10 円の位で四捨五入いたします。

$$\text{離島平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A＝各離島平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格

B＝各離島平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均液化天然ガス価格

C＝各離島平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均石炭価格

$$\alpha = 1.0000$$

$$\beta = 0.0000$$

$$\gamma = 0.0000$$

なお、各離島平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格、1 トン当たりの平均液化天然ガス価格および 1 トン当たりの平均石炭

価格の単位は、1 円とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

ハ 燃料費調整単価

燃料費調整単価は、次の算式によって算定された値といたします。

なお、燃料費調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 41,100 円以下の場合

燃料費調整単価＝(平均燃料価格－27,400 円)×(2)の燃料基準単価÷1,000

1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 41,100 円を上回る場合

平均燃料価格は、41,100 円といたします。

燃料費調整単価＝(41,100 円－27,400 円)×(2)の燃料基準単価÷1,000

ニ 離島ユニバーサルサービス調整単価

離島ユニバーサルサービス調整単価は、次の算式によって算定された値といたします。

なお、離島ユニバーサルサービス調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

1 キロリットル当たりの離島平均燃料価格が 78,800 円以下の場合

離島ユニバーサルサービス調整単価

＝(離島平均燃料価格－52,500 円)×(3)の離島基準単価÷1,000

1 キロリットル当たりの離島平均燃料価格が 78,800 円を上回る場合

離島平均燃料価格は、78,800 円といたします。

離島ユニバーサルサービス調整単価

＝(78,800 円－52,500 円)×(3)の離島基準単価÷1,000

ホ 燃料費調整単価、離島ユニバーサルサービス調整単価の適用

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された燃料費調整単価は、その平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。

また、各離島平均燃料価格算定期間の離島平均燃料価格によって算定された離島ユニバーサルサービス調整単価は、その離島平均燃料価格算定期間に対応する離島ユニバーサル調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。

なお、各平均燃料価格算定期間および離島平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間および離島ユニバーサルサービス調整単価適用期間は、次のとおりといたします。

平均燃料価格算定期間および 離島平均燃料価格算定期間	燃料費調整単価適用期間および離島ユニ バーサルサービス調整単価適用期間
毎年 1 月 1 日から 3 月 31 日ま での期間	料金の算定期間の末日がその年の 6 月 1 日から 6 月 30 日に属する料金の算定期間
毎年 2 月 1 日から 4 月 30 日ま での期間	料金の算定期間の末日がその年の 7 月 1 日から 7 月 31 日に属する料金の算定期間
毎年 3 月 1 日から 5 月 31 日ま での期間	料金の算定期間の末日がその年の 8 月 1 日から 8 月 31 日に属する料金の算定期間
毎年 4 月 1 日から 6 月 30 日ま での期間	料金の算定期間の末日がその年の 9 月 1 日から 9 月 30 日に属する料金の算定期間
毎年 5 月 1 日から 7 月 31 日ま での期間	料金の算定期間の末日がその年の 10 月 1 日から 10 月 31 日に属する料金の算定期間
毎年 6 月 1 日から 8 月 31 日ま での期間	料金の算定期間の末日がその年の 11 月 1 日から 11 月 30 日に属する料金の算定期間
毎年 7 月 1 日から 9 月 30 日ま での期間	料金の算定期間の末日がその年の 12 月 1 日から 12 月 31 日に属する料金の算定期間
毎年 8 月 1 日から 10 月 31 日 までの期間	料金の算定期間の末日が翌年の 1 月 1 日 から 1 月 31 日に属する料金の算定期間
毎年 9 月 1 日から 11 月 30 日 までの期間	料金の算定期間の末日が翌年の 2 月 1 日 から 2 月 28 日(閏年は 2 月 29 日)に属する 料金の算定期間
毎年 10 月 1 日から 12 月 31 日 までの期間	料金の算定期間の末日が翌年の 3 月 1 日 から 3 月 31 日に属する料金の算定期間
毎年 11 月 1 日から翌年の 1 月 31 日までの期間	料金の算定期間の末日が翌年の 4 月 1 日 から 4 月 30 日に属する料金の算定期間
毎年 12 月 1 日から翌年の 2 月 28 日までの期間(翌年が閏年 となる場合は、翌年の 2 月 29 日までの期間)	料金の算定期間の末日が翌年の 5 月 1 日 から 5 月 31 日に属する料金の算定期間

ヘ 燃料費調整額

燃料費調整額は、その 1 月の使用電力量にハ、二によって算定された燃料費調整単価、離島ユニバーサルサービス調整単価を適用して算定いたします。

(2) 燃料基準単価

燃料基準単価は、平均燃料価格が 1,000 円変動した場合の値とし、次のとおりいたします。

1 キロワット時につき	13 銭 4 厘
-------------	----------

(3) 離島基準単価

離島基準単価は、離島平均燃料価格が 1,000 円変動した場合の値とし、次のとおりといたします。

1 キロワット時につき	3 厘
-------------	-----

2 契約容量の算定方法

5(建て得バリュープレミアム(九州)[L])(3)の契約容量は、次により算定いたします。

(1) 供給電気方式および供給電圧が交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトの場合

契約主開閉器の定格電流(アンペア)×電圧(ボルト)÷1,000

なお、交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトの場合の電圧は、200 ボルトといたします。

(2) 供給電気方式および供給電圧が交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトの場合

契約主開閉器の定格電流(アンペア)×電圧(ボルト)×1.732÷1,000

3 定額料金等の日割計算の基本算式

(1) 定額料金を日割りする場合

基本料金を日割りする場合に準ずるものといたします。

(2) 電力量区分を日割りする場合

定額料金適用電力量＝120 キロワット時×日割計算対象期間の日数÷
計量期間等の日数

なお、定額料金適用電力量とは、(1)により算定された定額料金が適用される電力量をいいます。

第 1 段階料金適用電力量＝180 キロワット時×日割計算対象期間の日数÷
計量期間等の日数

なお、第 1 段階料金適用電力量とは、120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。

(3) (2)によって算定された定額料金適用電力量、第 1 段階料金適用電力量の単位は、1 キロワット時とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。